

若者自立支援センター埼玉運営・就業支援事業 (対面、メタバース) 業務委託仕様書

1 目的

厚生労働省が、15歳から49歳の若年無業者等（以下「若年無業者等」という。）の就業に向けた支援として実施する「令和7・8年度地域若者サポートステーション事業」の地域の実情に応じて講ずる措置として、「若者自立支援センター埼玉」において就業が困難な若年無業者等の就職活動等への移行支援を実施する。実施に当たっては、利用者の孤独・孤立状態の予防・脱却に向けて、個別の状況に寄り添った総合的な支援を実施する。

2 支援対象者

（1）若年無業者等（15～49歳で義務教育を修了した者）

※ 高等学校等に在学する生徒は、学校等から紹介があり、就職活動等への移行に向けた支援が必要と判断されるなどの場合に、支援対象者とする。

（2）若年無業者等の親・家族

3 事業内容

（1）事業方針

若者自立支援センター埼玉（以下「センター」という。）は、埼玉しごとセンターやハローワーク等の就業支援機関、経済団体、学校、保健所、市町村等（以下「各関係機関」という。）と密接に連携し、若年無業者等の就職活動等への移行に向け、次の支援を行う。

- ① 対面支援では、若年無業者等に対し、就業意欲やコミュニケーション能力の向上等を図りながら、就職活動等への移行に向けた支援を行う。また、親・家族に対し、相談やセミナーを実施する。
- ② 来所による①の利用が難しい若年無業者等や親・家族に対し、メタバースを活用した支援（以下「メタバース支援」という。）を行い、新たな利用者を掘り起こす。また、段階的に対面支援への移行を促す。なお、既に対面支援を利用している者が、メタバース支援を併用することも可能とする。
- ③ 若年無業者等、親・家族、支援者に向けて、それぞれに適した媒体や方法を用いて情報提供を行う。

（2）センター開所日

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（日曜、祝日、12月29日から1月3日までを除く。）

（3）センター所在地

川口市川口3丁目2-2 川口若者ゆめワーク3階（床面積 231.28 m²）

施設の配置：別紙1のとおり

（4）開所時間

9時から17時まで（受託者、国及び埼玉県の協議により変更することができる。）

4 業務内容

(1) 委託業務の目標

新規利用登録者数 年間452人

就職等移行者数 年間800人以上（うち就職者200人以上）

うち、メタバース支援の利用からの就職等移行者数 年間50人以上

(2) 運営体制

① 運営管理責任者の配置（対面支援・メタバース支援の兼任可）

次の業務に従事するため、センターに運営管理責任者を1人配置する。また運営管理責任者は可能な限り常駐することとする。ただし、かわぐち若者サポートステーションに配置する運営管理責任者とは別の者としなければならない。

ア 事業の企画及び運営管理

イ スタッフに対する研修等の人材育成

ウ センターで扱う個人情報の管理及び保護

エ 利用規約の周知

オ 事業への参加予約の取りまとめ

カ 事業に必要なテキスト、資料及び物品等の手配

キ 施設利用者及び建物（3階部分）の安全管理

ク 事業の運営に係る埼玉県（以下「県」という。）への連絡、報告

ケ 県が開催する関係会議等への参加

コ 毎日の利用状況や業務の記録、業務実施状況の報告

サ 利用者の状況に応じた適切な支援サービスへの誘導

シ その他、県が必要と認めた業務

② 公認心理師・臨床心理士の配置（対面支援・メタバース支援の兼任可）

利用者の心理相談等を実施するために、公認心理師・臨床心理士を対面支援・メタバース支援とも月10日程度配置する。ただし、かわぐち若者サポートステーションにおいて経費措置する者とは別に配置しなければならない。

③ 相談員・キャリアコンサルタントの配置

メタバース支援で生活相談や就職相談業務を実施するために、相談員・キャリアコンサルタントを配置する。うち、キャリアコンサルタントの資格を有する者を月10日程度配置する。

(3) 実施事業

① 対面支援

ア 心理相談事業

かわぐち若者サポートステーションに配置されるキャリアコンサルタント等と連携して、公認心理師・臨床心理士による心理相談及び心理判定等を実施する。なお、親・家族の利用も可能とする。

イ セミナー事業等

利用者の状況に応じて、セミナー、グループワーク、ミニ講座を組み合わせた支援を行い、利用者の就業意欲やコミュニケーション能力の向上を図る。

なお、次の各事業は県が指定する月から週2回以上、年間合計96回以上実施すること。

(ア) セミナー事業

自己理解を深め、自分に適した働き方を考えるセミナーを実施する。また、企業の社員等が仕事の魅力を伝える、OB・OGが自身の経験を語るなど、利用者の就業意欲を高めるセミナーを実施する。内容は、メタバース支援での配信にも配慮して決定する。

(イ) グループワーク事業

利用者のコミュニケーション能力や社会性の向上を図るために、参加者同士の意見交換やロールプレイングなどを内容とするグループワークを行う。

(ウ) ミニ講座事業

相談等を行う中で特に就業が困難と認められる利用者に対して、生活改善や趣味の要素も加えた講座を行う。また、この講座によって利用者の行動特性や得手不得手などを把握し、支援の参考とする。

(エ) 有償型就業体験

社会人基礎力や職業理解の向上を図ることを目的として、3日間程度（1日当たり3～8時間程度）の有償型就業体験を実施する。

- 手当等の支給

就業体験参加1時間につき1,145円を就業体験の最終日に支給し、支給したことの確認できるようにすること。なお、このほかの金銭の支給は行わない。

- 保険への加入

就業体験参加者を被保険者とする傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

- 参加者の確保

利用者への案内のほか、チラシを作成し、対象者が参加するイベント等で配布し周知する。

- 目標参加者数 250人（実人数）

うち、就職確認者数 100人

② メタバース支援

来所による①の利用が難しい若年無業者と親・家族に対し、バーチャル埼玉において、次の事業を実施する。

ア 相談事業（週2回）

公認心理師・臨床心理士による心理相談等を実施するほか、相談員による生活相談、キャリアコンサルタントによる就職相談を実施する。相談はアバター同士で、音声又はテキストチャットで行う。なお、親・家族の利用も可能とする。

イ セミナー事業（月2回）

対面支援で開催するセミナーの中から、自己理解や職業理解に役立つ内容の講座を、視聴できるようにする。

ウ 交流会事業（月2回）

ファシリテーターを配置し、テーマについて参加者同士が意見を出し合い、コ

ミニケーションができる場を運営する。

エ しごと体験動画視聴（月2回）

職業理解を深めることを目的に、企業や職場実習の内容を紹介する3D動画や企業や実習に参加し現在は就業しているOB・OGのインタビュー動画を制作し、配信する。視聴者が対面支援の有償型就業体験に関心を持つように工夫すること。

③ 親・家族向けイベントの開催等

ア 親・家族のためのセミナー

講義やグループワークを通して、子供への接し方や子供の自立についての手立てを学ぶセミナーを県内各地で年3回以上実施し、オンライン参加を可能とすること。セミナーの実施場所は別途県が指定する。

イ 親・家族のための出張相談

子供の自立等についての相談を県内各地で年3回以上実施する。なお、実施場所は別途県が指定する。状況に応じてオンラインでの実施も検討すること。

ウ ア及びイの参加者への継続的な支援

- ・ 各関係機関と連携して参加者の継続的な支援に努めること。
- ・ ア及びイ実施後に参加者の状況確認を行うとともに、状況に応じてメルマガ等を活用した情報提供を行う。なお、セミナー実施後3か月を目安に参加者の状況確認及び集計を行い、集計結果を県に報告すること。

④ アウトリーチによる支援対象者の開拓

新たな利用者を掘り起して支援につなげるため、各媒体を活用してセンターの支援情報を発信する。特にメタバース支援は、利用のハードルが低く気軽に利用が可能なため、広く案内を行うこと。

ア 電話・メール相談

若年無業者等や親・家族との相談を行い、センターの利用を促す。

イ SNS

Xを活用し、定期的な情報発信やイベント等の開催について投稿を行う。

ウ 出張セミナー

各関係機関等の利用者を支援につなげるためのセミナーを開催し、参加者に対し、対面支援とメタバース支援について案内を行う。

⑤ 事業に関する広報・周知

対面支援の周知に加え、メタバース支援について広く周知するため、重点的に広報を実施する。

ア チラシの作成、配布

デザイン、内容、配布時期及び配布先は、県と協議して決定する。

※県の広報要件を満たす内容で作成すること。

※市町村や保健所等の県の機関への広報依頼は県が行う。

イ ホームページの運営

センターで受けられる支援が分かるように工夫し、最新情報を発信すること。

ウ WEB サイトや SNS を活用した広報、情報発信

インターネットや SNS を利用する若年無業者が、センターを知り関心を持つよう、発信の内容や方法を工夫すること。

エ 説明会の開催

関係機関の支援者向けに、センターの取組を紹介する説明会を開催（オンラインでの実施も可）し、相談者や利用者への案内を依頼する。

オ その他

県と協議の上、適宜効果的な広報活動を行う。

⑥ その他

ア 県との連絡調整

受託者は、県との連絡調整会議を毎月実施するほか、必要に応じて随時打合せを行う。なお、連絡調整会議での県への報告様式については、事前に作成し県の承認を得ること。

イ スタッフミーティング

センター内の情報共有及び連携強化を図るため、スタッフミーティングを定期的に実施する。

5 国と県が行う就業支援施策との連携

利用者の状況に応じて、ハローワークや県の就業支援施策等と積極的に連携すること。

(1) 埼玉しごとセンター

利用者への埼玉しごとセンターで実施される正社員経験が少ない若者向けのセミナー等の周知や、就職氷河期コーナーの利用案内を行う。

(2) 地域若者サポートステーション

県内の地域若者サポートステーションと連携して効果的な支援を行うため、各地域若者サポートステーションが一堂に会する連携会議を実施する。なお、オンラインでの実施も可とする。議題等については事前に埼玉労働局及び県の承認を得ること。

(3) その他

県が実施する就業支援事業への参加を促進する。

6 個人情報の管理等

- (1) 本事業を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (2) 受託者は本業務に関わる者に対して、必要な個人情報の保護に関する研修を実施すること。また、特に個人情報を持ち出す際は取扱いに十分注意すること。
- (3) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。

7 報告

- (1) 業務開始日に、年間の事業実施計画を提出すること。作成に当たっては、仕様書に定める目標に沿った内容とすること（様式任意）。
- (2) ④(2)①により運営管理責任者を定めた後は、遅滞なく運営管理責任者配置報告書（仕様書別紙2）により県に報告すること。
- (3) 月ごとにおけるセンター利用者（対面支援、メタバース支援）の内訳、属性等及び利用状況を、翌月15日までに県に報告すること（詳細は別途県が指示する。）。なお、県から求めがあった場合は随時報告を行うこと。

8 施設、物品等

- (1) センターが入居する建物の借上料や建物使用に係る共益費及び光熱水費は、県が負担する。
- (2) センターが入居する建物の3階は、委託業務を履行するために使用されるものであり、受託者は委託業務、かわぐち若者サポートステーションに係る業務及び県が認めるその他支援業務以外に使用することはできない。
- (3) 若年無業者等やその親・家族、就労支援機関・団体等がセンターを利用するに当たっての利用に係る料金は無料とする。
- (4) センターの運営に必要な備品や消耗品については、受託者の負担により用意すること。また、センターにおける事業に必要なテキスト、資料等についても同様とする。
- (5) 電話回線は、基本料金、通話料とも受託者が負担する。インターネット接続及び回線新設等に伴う契約料・使用料等は県が負担する。
- (6) 受託者は、自己の責めに帰すべき事由により、建物や貸与備品を、滅失又は毀損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (2) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県や外部関係者、アンケート結果等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (3) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本業務開始時に県に報告する。
- (4) 有償型就業体験は、その他の事業と経費を区分しておくこと。
- (5) 本業務終了後は、引継を適切に行うとともに県へのデータ提供を行うこと。
- (6) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。